

彦根地方気象台における歴史的建築物の 保存活用の取り組みについて

近藤 孝子

近畿地方整備局 京都管轄事務所 技術課 (〒606-8395京都府京都市左京区丸太町通川端東入ル東丸太町34-12)

本整備事業は、彦根地方気象台における既存庁舎の耐震改修及び狭隘の解消のための一部増築である。既存庁舎は過去の改修で外観が変更されていたが、今回の改修では工事写真や資料をもとに竣工当時のタイル貼りに復元し、内装も当時の意匠を尊重し復元した。

当初は保存活用を目指した計画ではなかったものの、各段階における関係者が連携したことにより、耐震改修に「復元」の付加価値を加えることができた。この整備事業のうち施工及び、その後の情報発信について報告する。

キーワード 歴史的建築物, 改修工事, 保存活用, 情報発信

1. はじめに

彦根地方気象台は、明治26年に滋賀県立測候所として気象観測を開始しました。昭和14年に国に移管された後、昭和32年に彦根地方気象台に昇格し、滋賀県内の気象観測、防災情報発信の拠点として、現在まで同一場所で業務を継続しています。

今回の整備目的は、既存庁舎の耐震補強を含む内外装の改修と狭隘に伴う一部増築でしたが、既存庁舎は全国で三番目に古い気象台で、昭和7年に竣工した鉄筋コンクリート造の貴重な近代化遺産であることから、彦根市及び管轄部職員の強い意思により昭和7年の姿への復元を目指しました。

既存庁舎の外観に影響しないよう、耐震補強は全て内部補強で対応し、外装は工事写真や資料をもとに竣工当時のタイル貼りに復元しました。内装についても漆喰壁、蛇腹装飾や木造階段等の意匠を尊重し復元しています。

所在地	滋賀県彦根市城町2丁目5-25
用途地域	第1種住居地域、法22条地域、景観計画区域 (城下町景観形成地域、内町地区)
敷地面積	2,753.16㎡
構造階数	既存・復元：RC造 地上3階塔屋1階 増築：RC造 地上2階
延床面積	既存・復元：432.86㎡ 増築：595.33㎡
発注者	近畿地方整備局管轄部
設計者	(協同組合) 福井県建築設計監理協会
工期	平成22年3月～平成23年7月
施工者	大鉄工業(株)



右上：復元後
左上：建設当時
(昭和43年改修前)
左下：復元前
(昭和43年改修後)



復元後
復元前

2. 復元に関わる施工段階の取り組みについて

以下に今回の整備事業における施工段階の取り組みについて説明します。

(1) 色決め (写真-1)

建設当時の外壁タイルやS形瓦の色について、資料はほとんど残っていませんでした。市の教育委員会でも地元の写真館に問い合わせたり、市民にビラを配布するなど熱心に情報収集していただきました。さらに昭和43年の改修時の工事写真を見ると既存タイルや瓦の撤去をしていることから、その瓦が地中に残っているのではないかと予測し、市の職員自ら発掘調査を実施されました。瓦は見つかりませんでしたが、出土した外壁タイルの破片をもとに、昭和43年改修時のカラー写真の色調を補正することにより、瓦の色を推測し、オレンジ色系の瓦に決定しました。



彦根市による発掘調査



出土したタイル片



写真-1 色決め



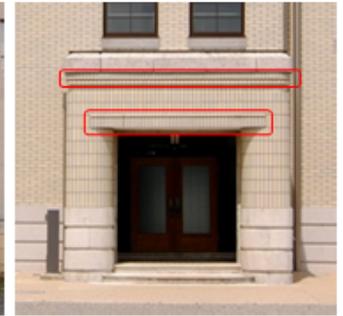
上: 決定した瓦
左: 情報提供をよびかけたビラ

(2) タイルの復元 (写真-2)

玄関壁面上部の段差を付けた形状に加工されたタイルは昭和7年建設当時のものです。大きさも形状も現在はなく、特注で製作すると日数と費用がかかることから、その部分のタイルは残し、周りのタイルは既製品タイルから色、模様に近いものを選び、縦に割り付けることで寸法を調整しました。



復元前



復元後

写真-2 タイルの復元

(3) 事務室内装飾 ～蛇腹・腰板～ (写真-3,図-1)

蛇腹は解体中に一部を残して採寸し、設計図の仕様のとおり工場で発泡スチロールの成形から樹脂モルタル吹付け、パテしごきまでを行い、現場で専用接着剤で取り付けて塗装を行いました。

腰板も解体中に一部を残して採寸しましたが、今回の改修による壁面への断熱材貼付け、床面へのOAフロアの設置により、室内寸法に違いが生じることから、現地を実測して施工図を作成し、パネル巾と凸形で寸法を調整して、各面毎に割付けました。



事務室復元前



事務室復元後

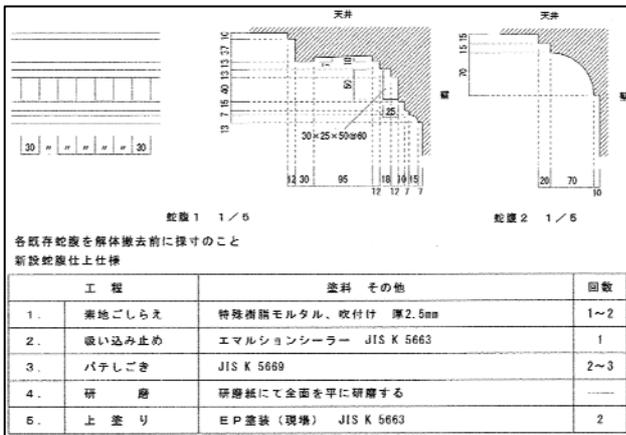


図-1 蛇腹に関する設計図の特記



蛇腹の施工状況 (材料検収、取付、塗装)



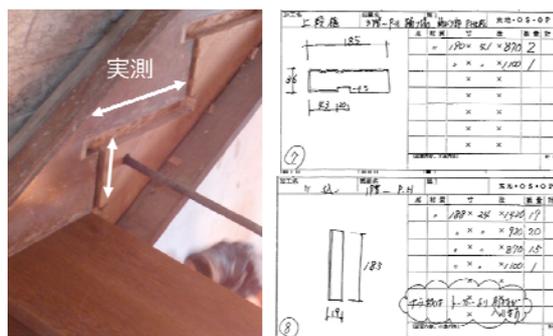
腰板の施工状況 (材料検収、割付)
写真-3 事務室内装飾 ～蛇腹・腰板～

(4)階段 (写真-4)

階段の踏み板は滑りやすくなっていたため、取り替えることとしましたが、側桁（がわげた：階段の踏み板を差し込み、支えている両側の板）と手摺りは既存のものを残しています。

新しい踏み板は、既存の側桁に納まるよう一段ずつ幅、奥行きを実測し施工しました。

手摺りには新たに格子金物とアクリル板を設置しました。既存手摺り支柱の間隔が現在の建築基準法の定める幅より大きかったことから、落下防止のため設置したものです。手摺りを実測して製作した40数個の格子金物は、一つとして同じ形状のものはありませんでした。



踏み板・蹴込み板製作

(5)漆喰仕上げ (写真-5)

壁面の漆喰は既存の躯体の精度がよくなかったため、プラスター系の軽い材料で不陸を調整した後に、漆喰で仕上げています。プレミックスタイプの材料を使用し、品質管理も比較的容易に行うことができました。



格子金物製作
写真-4 階段

(6)天井・梁型装飾 (レリーフ) (写真-6)

天井、梁型の装飾は昭和7年当時のものをそのまま残し、一部つぶれていたところは左官工により補修しました。

(7)今回の施工事例の特徴

これまでの事例で示したとおり、この事業における保存活用の取り組みは、長期間の調査や検討を要したり、特殊な技術を要するものではなく、設計や施工段階での工夫の積み重ねで実現されました。

あるフォーラム*1で最近の建設現場での作業は、工場で作成・加工された材料を現地で組み立てることが多いため、職人自身が考える余地が少なく、組み立て工になっているとの話を聞きました。今回のように現地で実測し、それをもとに、納まり、割付を検討する作業は、従来の大工や左官の職人が持っている技術を生かすことのできる仕事といえるのではないのでしょうか。

こういった仕事を行うことで、建物を保存するだけでなく、職人の技術も継承することができるのではないかと考えられます。



漆喰施工状況 (下地調整、材料練り混ぜ、仕上げ)
写真-5 漆喰仕上げ

3. 情報発信

(1)施設利用者 (職員) への情報発信

この整備後に本施設に勤務している職員の方に使い勝手等のアンケート調査を行いました。おおむね良好の回答でしたが、なかには「既存庁舎と増築庁舎の移動が不便」という不満がみられました。

これは、観測業務のため、増築庁舎の2階で執務して



階段室天井 (鋼板製) 廊下梁型 (漆喰)
写真-6 天井・梁型装飾 (レリーフ)

いる職員が、1日3回既存庁舎の屋上へ上る必要があるためと考えられます。具体的に『一度、外へ出なければいけないため雨の日は不便』『2階が渡り廊下で繋がってれば便利』等の意見がありました。

設計でも、雨天の使用に備えては渡り廊下に屋根を設置するなどの配慮をしていました。こういった整備事業の経緯を整理した資料を提供し、引き継いでいただくとともに、実際に使用されている方の率直な意見を今後の整備に活かしていくことも重要と思われまます。(図-2, 写真-7)

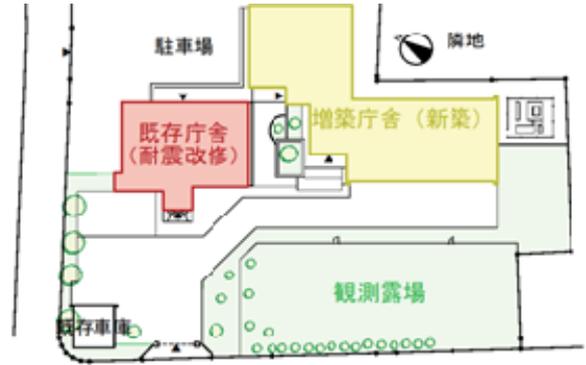


図-2 配置計画

(2)一般の方への情報発信

建築物は、その建物の利用者だけでなく地域に密接な関わりをもつことから、今回の整備における歴史的建築物の保存活用について、地域の方をはじめ、幅広く関心を持っていただくため、平成25年11月には一般の方の参加を募り、既存庁舎の見学会を行いました。

気象台1階の資料室に整備事業に関するパネル等を展示したほか、30名程度を一グループとして3回に分けて、屋上の観測台から建物内部、外回りまで解説しながら案内しました。見学会のアンケートでは『デザインが再現されてよかった』『タイル張りの時代を知っているので、なつかしい』等、好意的な意見を多くいただきました。(写真-8)

4. おわりに

これらの取り組みを通して気象台の職員の方も、この建物が貴重なものであるとの認識をより強くしていただけたようです。このように建物とともに背景も含めて伝えていくことにより、さらに愛着を持ってもらうことができ、建物の価値が上がると考えられます。

今後も地域のシンボルとして大切に引き継いでいくとともに、気象業務を行うという本来の目的を果たし、建物を生きた形で活用することが重要と思われまます。

歴史的建築物の保存と活用の両立は容易ではありませんが、今回の整備事業が、このほかの歴史的建築物の保存活用の参考事例となるよう、情報発信を続けることも必要と思われまます。



写真-7 既存庁舎と増築庁舎の配置 (渡り廊下に屋根を設置)



写真-8 平成25年11月見学会

参考文献

*1フォーラム

「公共建築の日」及び「公共建築月間」中部地方実行委員会主催による平成25年11月8日(金)開催の平成25年度「公共建築月間」イベント講演会「木の文化と技術の継承」